

## 別表十三（六）の記載の仕方

この明細書は、法人が措置法第65条の10（特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が措置法第68条の81（特定の交換分合により土地等を取得した場合の

課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。